

< 3月4日変更 > 学級閉鎖の基準等を変更

【新型コロナウイルスに感染した在籍児童生徒等について、感染可能期間の登校が確認された場合の基本的な対応（京都市立小・中・小中学校）】

現在、感染可能期間に登校のある児童生徒が1名でも確認された場合に学級閉鎖としておりますが、下記のとおり、学級閉鎖基準等を変更いたします。

< 学級閉鎖等について >

(1) 変更前の基本的な対応（3月3日（木）まで）

感染可能期間に登校のある児童生徒が1名でも確認された場合、当該児童生徒等の最終登校日の翌日から、原則、5日間（土日を含む）学級閉鎖。

(2) 変更後（3月4日（金）から）

ア 次のとおり、同一学級内の感染者（感染可能期間の登校がある者）等が確認された場合に、学級閉鎖を実施する。

- ① 感染可能期間に接触がある児童生徒の感染が2名以上同一日に確認された場合（但し、感染経路が共に家庭内感染が疑われる等の場合は除く。）。
- ② 児童生徒の感染が1名確認され、その時点で、感染可能期間に登校がある他の児童生徒等に風邪症状で欠席している者が3名以上いる場合。
- ③ 児童生徒の感染が1名確認され、感染可能期間に登校がある当該児童生徒で、感染者の最終登校日翌日から5日以内に風邪症状等が生じ、その後感染が確認された場合（但し、感染者の感染経路が共に家庭内感染が疑われる等の場合は除く。）。

イ 学級閉鎖を実施する場合、その期間は「感染者のうち、最終登校日が遅い方の感染者の、最終登校日の翌日から起算し、原則、5日間（土日を含む）」（従来通り）

ウ 当該学級等に在籍する児童生徒の兄弟姉妹の、疫学調査実施中の本市立学校・幼稚園への登校・園控への依頼を行わないように変更する。

なお、疫学調査の結果等により児童生徒がPCR検査を受検する場合は、引き続き、検査を受検する児童生徒の兄弟姉妹には、結果判明まで登校園自粛を依頼する。

(3) 学級閉鎖を実施しない場合や学級閉鎖から再開した際は、感染症対策を一層徹底した教育活動（注意就業）を実施する（学級閉鎖を実施しない場合は、感染者の最終登校日翌日から5日間、学級閉鎖再開後は2日間を目途）

※市立幼稚園・高等学校・総合支援学校については、引き続き、教育活動の状況等を踏まえて個別に対応を判断いたします。

但し、幼稚園は、これまで、感染可能期間に登園のある園児の感染が確認された場合、「7日間の休園」としていましたが、今後、園児の活動状況を踏まえ「5日間の学級閉鎖か休園」を判断することといたします。

<保護者、ご家族の皆様へのお願い>

- 上記（２）ウのとおり、疫学調査実施中の兄弟姉妹の登校園の自粛はご依頼いたしません。疫学調査によって、在籍学級等で感染拡大が懸念される場合など、学級全体等へのPCR検査を実施する際は、結果が判明するまで、ご兄弟姉妹・ご家族も外出自粛のご協力をお願いいたします。結果が判明した段階で学校からご連絡いたします。

- また、濃厚接触者に特定された在籍児童生徒については、PCR検査の受検をお願いしますので、詳細は、特定された際に、学校からご連絡いたします。お子様が濃厚接触者としてPCR検査を受検していただく場合も、検査結果判明まで、ご兄弟姉妹・ご家族も外出自粛にご協力をお願いいたします。

- なお、こうした疫学調査やPCR検査中、また学級閉鎖期間中における、ご家族の就学前施設や勤務先等（以下、「施設等」という。）の利用・出勤等の可否については、各ご家庭において、直接、施設等へご確認をいただきますようお願いいたします。

- 在籍児童生徒に風邪症状等の体調不良がみられる場合には、速やかに学校へご連絡をお願いいたします。

- 学級閉鎖期間中はご家庭にもご負担をおかけする部分がございますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月4日
京都市教育委員会